



## 札幌ドームのネーミングライツ(命名権)

### 協賛企業の募集について

札幌ドームの指定管理者である株式会社札幌ドームでは、新たな収入を確保し、もって、スポーツの普及振興や市民文化の向上、施設の維持管理に寄与するとともに、協賛企業との連携・協力により、札幌の新しいスポーツや文化を世界へ情報発信することなどを通して、企業と札幌のイメージ向上とPRを図り、あわせて施設の魅力を高め市民サービスの向上及び地域貢献に資することを目的とし、以下のとおり、札幌ドームのネーミングライツ協賛企業を募集いたします。



#### 1 募集主体

株式会社札幌ドーム（札幌ドーム指定管理者）

#### 2 対象施設

札幌ドーム（札幌市豊平区羊ヶ丘1番地）

#### 3 応募資格

次の(1)から(4)までのすべてに該当する団体が応募できます。

- (1) 法人であること。ただし、札幌ドーム広告掲出基準で掲出不可としている業種、札幌市広告掲載基準第2条に掲げる業種又は事業者を除く。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項（同項を準用する場合も含む。）の規定により、札幌市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (3) 市区町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（代表者においてはその構成員である者）ではないこと。

#### 4 募集期間

令和6年1月9日（火曜日）から同年2月29日（木曜日）まで

#### 5 愛称に関する条件

【順守事項】

- ・株式会社札幌ドーム広告掲出基準「2.業種に関する規定」、並びに札幌市広告掲載要綱第5条第2項各号のいずれかに該当するものは、愛称に使用できないこと。

【希望事項】

- ・愛称に「ドーム」を含めること。
- ・愛称は、公の施設の愛称としてふさわしいものとし、施設の設置目的がイメージできること。
- ・親しみやすさや呼びやすさなど、市民及び施設利用者の理解が得られる愛称とすること。

#### 6 希望条件

項目	内容	備考
希望金額	年額2億5千万円以上	消費税及び地方消費税相当額を含みません。 希望金額未満の場合も応募可能です。
希望期間	2～4年	契約期間終了後の契約継続については、優先交渉権があります。
愛称使用開始時期	令和6年4月頃を予定	詳細は協議のうえ決定させていただきます。

#### 7 選定結果の発表

すべての応募者に結果を通知するとともに、選定された協賛企業を札幌ドームのWEBサイト等を通じて発表する予定です。また、マスメディアに対して情報の提供を予定しています。

#### 8 その他

ネーミングライツの範囲、ネーミングライツに付帯する権利、費用負担、応募方法、選定方法など、本件に関する詳細は、札幌ドームWEBサイトにてご案内しております。

<https://www.sapporo-dome.co.jp/information/2024/01/09/11051>

#### 9 ネーミングライツに関する問合せ先・申込書類の提出先

〒062-0045 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

株式会社札幌ドーム 営業部 営業一課 担当：久末（ひさすえ）、和田（わだ）

TEL 011-850-1000 ※休館日を除く 9:00～17:30

FAX 011-850-1011

E-mail namingrights@sapporo-dome.co.jp